

3 年生及び保護者の皆様へ

～残りの日々を大切に過ごしましょう～

□大麻等薬物は、自分の意志では絶対にやめられません

- ★大麻等違法薬物等は、身体に悪影響を及ぼし非常に危険です。違法薬物等を所持、乱用すれば罰せられます。
- ★依存して、金銭や人間関係のトラブルに繋がります。
- ★大麻等違法薬物は、その感覚を一度覚えると自分の意志ではやめられないと言われています。

□運転は安全第一！ 事故は一瞬、怪我は一生

- ★重大事故に繋がる無免許運転、飲酒運転、暴走行為等はやらない。もちろん、友人にもさせないようにしましょう。
- ★この時期の車両の使用は、「遊び」が多くなります。友だちを乗せて「わきみ運転」や「深夜のドライブ」は事故に繋がる可能性が高くなります。安全運転を心がけましょう。

□SNS・スマホ等の健全な使用を！

- ★SNS・スマホ等を通して被害にあう人が後を絶ちません。ネット上で危険な状況（性被害や犯罪）にあわないよう回避する能力を身につけましょう。
- ★ネット上の情報は、「良いもの」も「悪いもの」も入り混じっています。使い方を間違えずに、被害者や加害者にならないようにしましょう。

□進路準備期間は、“次への準備”時間

- ★進路決定が「人生のゴール」ではありません。気をゆるめて羽目を外さない。
- ★進路未決定の人もいます。思いやりのある行動で最後の一人まで応援しよう。

□3 月 31 日まで身分は高校生

- ★分散会や宿泊を伴うペンション等でのクラス会は、飲酒や喫煙等の問題行動に繋がる可能性があります。このような問題行動に繋がらないよう友だち同士で注意し合いましょう。
- ★3 月 31 日までは、高校に“在籍中”問題行動は、進路先にも影響が出る可能性があります。

□投稿する前に考えよう

SNS に他人の写真を勝手に載せることは、肖像権やプライバシー侵害になります。自分の写真を載せることもトラブルの元になることもあります。

悪意がなくても、SNS に載せることに拒否感を持つ人もいます。その人にとっては、想像以上に辛いものとなり、法律上の「いじめ」になります。

また、犯罪（侮辱罪、名誉毀損）にあたる可能性もあり、事件に発展した場合は、身元を調べられ、刑事責任を追究されることもあります。

根拠

●参考●

「沖縄県立学校管理規則 第 11 条」

学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
※卒業証書に記載された日付をもって卒業の効果が生じるのではなく、3 月 31 日までは当該学校の生徒である。